

# 監 査 報 告 書

令和7年5月21日

学校法人富山国際学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人富山国際学園

監事

森 迅 光 

監事

大 橋 豊 

私たちは、学校法人富山国際学園の監事として、旧私立学校法第37条第3項及び学校法人富山国際学園旧寄附行為第7条の定めに基づき、同学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における学校法人の業務、財産及び理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、同学園の学校法人の業務、財産及び理事の業務執行状況は適切であり、業務に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事案はないものと認めます。

以 上